

静岡県告示第380号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年6月2日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田掛川線	袋井市豊沢字藤ヶ谷2200番の26から 袋井市愛野字池ノ谷2320番の5まで	令和5年6月2日